

## 平成 26 年度 生活安全対策 事業計画

主な新規・拡充事業1. 客引き・スカウト行為等の規制（6月1日から条例改正施行により実施）

近年、市内の繁華街等における居酒屋やカラオケ店、風俗店などの客引き行為等に対する不安の声が寄せられたことから、「八王子市生活の安全・安心に関する条例」を改正し、これまでのつきまとい勧誘行為の規制に加え、居酒屋やカラオケ店、風俗店などの客引き行為等も禁止する。

これまでの嘱託員（警察OB）による巡回パトロールを2名の増員により強化するとともに、市民指導員によるパトロールも行い、より安全で安心なまちづくりに取り組む。  
（詳細別紙）

2. 「八王子市安全・安心まちづくり指針」の改正（6月1日改正）

平成16年度に策定した市の防犯対策への取り組み方針を定めた「安全・安心まちづくり指針」が、策定から10年が経過した今、社会情勢の変化や市民の防犯対策への関心が高いことを踏まえ、「八王子ビジョン2022」に掲げられた「地域力を生かした安全で安心なまちづくり」を着実に実行するため、改正する。（詳細別紙）

3. 特殊詐欺撲滅に向けた取り組み（1）振り込め詐欺防止装置の導入支援（実施検討中）

警察や関連企業などと連携し、詐欺集団からの電話を拒否できる機能を持った機器の高齢者宅への普及促進を図る。

（2）「特殊詐欺根絶アクションプログラム・東京」への参加（実施中）

警視庁、東京都、経済団体等がタッグを組んではじめた特殊詐欺未然防止広報啓発プログラムである「特殊詐欺根絶アクションプログラム・東京」に参加し、職員が率先して特殊詐欺に対する理解を深めるため、パソコンなどの情報機器を使用して特殊詐欺について、eラーニングにより学習し、親や祖父母などが被害にあわないための簡単な電話訓練を行う。

市としては、市内事業者にも積極的に本プログラムへ参加していただくため、特殊詐欺被害根絶に向けた活動に協力をお願いしている。